

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

　　府内各局部課長

　　各附属機関の長

　　各地方機関の長

　　警察庁丙少発第24号

　　令和4年3月31日

　　警察庁生活安全局長

被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）

被害少年の保護のための活動（以下「被害少年保護活動」という。）については、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）、「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（平成19年10月31日付け警察庁乙生発第7号）、「警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について（依命通達）」（令和3年3月31日付け警察庁乙官発第9号ほか）等に基づき推進されているところであるが、SNS等の利用に起因する児童の性的被害、痛ましい児童虐待事件、学校におけるいじめに起因する児童生徒の自殺等憂慮すべき重大な事案が発生している現状を踏まえ、引き続き、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、個々の被害少年の状況に応じ、効果的な保護対策を推進する必要がある。

各都道府県警察においては、被害少年を巡る情勢を踏まえつつ、今般、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）並びに犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、新たに「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号）が定められたことに留意して、令和4年4月1日から下記により、積極的かつ効果的な被害少年の保護対策の推進に努められたい。

なお、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丙少発第21号）は、本通達の実施をもって廃止する。

記

第1 被害少年の早期発見・保護

1 被害少年の発見・保護の観点に立った各種取組の推進

福祉犯（規則第37条に規定する福祉犯をいう。以下同じ。）の取締りのほか、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努める。

2 少年相談の充実

(1) 被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、各都道府県警察のホームページやSNS等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対

する効果的な周知広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外での設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。

- (2) 夜間・休日における相談について、警察安全相談の利用や緊急性がある場合の110番通報、管轄警察署への連絡等を広報するなど、適切な相談対応に努める。
- (3) 児童相談所や教育委員会、少年補導センター等の相談窓口において受理した被害少年からの相談等に迅速かつ的確に対応するため、緊急時における連絡方法の確認、匿名による電子メール等に係る照会など、平素から各種相談窓口等との連携協力に配意する。

第2 被害少年保護活動の推進体制の整備

1 被害少年保護活動担当者等の配置

被害少年保護活動を適切かつ効果的に推進するため、警察本部少年担当課（警視庁、道府県警察本部及び方面本部の少年担当課をいう。以下同じ。）の少年サポートセンターに主として被害少年保護活動に従事する係や職員を置くなど、組織的な推進体制を整備する。

2 少年補導職員の効果的な運用

被害少年の継続的支援は、組織的な管理の下で、対象となる被害少年の状況、性別等に応じ、ふさわしい担当者を選定して実施することが効果的であることから、少年サポートセンターに専従で勤務する少年補導職員等の中から適任者を選任し運用を図る。

第3 被害少年の状況に応じた適切な支援の推進

1 被害少年に対する初期段階の必要な支援の推進

被害少年に対しては、現場における助言、関係機関の紹介及び再び被害に遭うことを防止するための適切な助言又は指導等必要な支援（規則第36条第1項に規定する支援をいう。）を行う。

2 被害少年に対する継続的支援の推進

- (1) 被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、保護者の同意（当該少年が特定少年（規則第2条第2項に規定する特定少年をいう。）である場合は、本人の同意）を得た上で、少年補導職員等により、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、家庭や学校等と連携した環境調整等の継続的な支援（規則第36条第2項に規定する支援をいう。以下「継続的支援」という。）を行う。

- (2) 刑事部門等関係部門との連携を強化し、継続的支援の必要な被害少年に関する情報が少年警察部門に集約されるような仕組みを整備する。

3 部外専門家、関係機関、ボランティア等との緊密な連携

(1) 継続的支援は、実施担当者のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、少年サポートセンターにおける組織的判断の下で行うとともに、犯罪被害者等支援部門との連携に留意する。

また、臨床心理学、精神医学等の専門家をあらかじめ被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱するなど、部外専門家の助言を必要に応じて受けることができる体制を整備する。

(2) 継続的支援に当たっては、保護者や学校等の関係機関との連絡を密にするとともに、地域のボランティア等と連携するなどして、被害少年の生活状態や取り巻く環境の変化等をできる限り把握し、状況に応じたきめ細かな活動の実施に努める。

第4 被害少年に係る再被害等の防止

1 被害少年に係る再被害及び被害拡大の防止

被害少年が繰り返し児童虐待等の被害に遭うことがないよう、児童相談所や学校等関係機関と緊密に連携し、児童相談所への通告等を行うほか、福祉犯の被害少年については、保護者や学校関係者等に配慮を求めるとともに、関係機関への連絡その他の同種の犯罪を防止するため必要な措置を講じる。

また、児童ポルノ事犯については、インターネット上の画像の流通・閲覧により被害が拡大することのないよう、サイト管理者等に対する画像の削除依頼や関係事業者によるブロッキングの実施への協力等の措置を迅速に講じる。

2 被害少年に関する情報の保護

被害少年に関して知り得た秘密の厳格な保持に配意するとともに、少年が被害者である事件に係る新聞その他の報道機関等への発表において、被害少年のプライバシーに十分配慮する。

3 事情聴取における被害少年への配慮

被害少年の事情聴取に当たっては、少年の特性や個々の事情に配慮し、特に性犯罪の被害少年については、少年の望む性別の警察職員によって事情聴取を行うなど、可能な限り被害少年の精神的負担を軽減するための措置を講じる。